

令和 5 年 第 12 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 5 年 12 月 11 日

柳川市農業委員会

第12回柳川市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年12月12日 午後2時00分～午後2時47分

場 所 大和庁舎 大会議室

出欠者 農業委員出席者 15名 欠席者 3名

議 題 議案第59号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第60号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第61号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第62号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第63号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第64号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第65号

1. 和解の仲介申立書の受理及び仲介委員の指名について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

その他

農業委員

出席委員（15名）

2番 亀崎 忠治
5番 古賀 勝次
8番 三小田 由勝
10番 田中 満義
12番 松藤 一利
15番 河口 隆光
17番 阿志賀 一喜
19番 山田 善治

4番 吉丸 隆吉
6番 椛島 練二
9番 藤木 邦彦
11番 松藤 政義
13番 松藤 和彦
16番 園田 清美
18番 鐘ヶ江 ゆき子

欠席委員（3名）

1番 高田 一利
14番 島添 茂樹

7番 大淵 秀樹

推進委員

出席委員（17名）

龍 繁 樹
藤木 二三男
椛島 一晴
古賀 宏義
櫻木 利和
高口 勇晴
松藤 稔
鶴田 信行
吉開 健

藤吉利 広
亀崎 壽満
梅崎 直祝
野口 秀一
米田 秀俊
平川 貴大
浦 幸之助
原 壽利

欠席委員（2名）

三浦 榮一

江口 克子

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 乗 富 和 也

事務局 次 長 平 河 郁 夫

事務局 職 員 田 中 道 博

午後2時 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは、ただいまから第12回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。お願いします。着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、山田会長、よろしくをお願いします。

○議長（山田善治君）

皆さんこんにちは。麦刈りも大体終わったようで、恵みの雨になったかと思っておりましたが、もう少し降ってくれるといいのにとおっています。

本日の出席委員15名、定足数であります。また、17名の推進委員の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和5年第12回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

令和5年

第12回柳川市農業委員会総会議案

議案第59号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第60号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第61号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第62号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第63号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第64号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第65号

1. 和解の仲介申立書の受理及び仲介委員の指名について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

その他

令和5年12月11日提出

柳川市農業委員会会長 山田 善治

以上です。

○議長（山田善治君）

今回提案しております案件は、議案第59号から議案第65号までの7件と報告2件であります。

本日の議事録署名委員に、8番三小田由勝委員、12番松藤一利委員を指名いたします。

早速議案の審議に入ります。

議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番を議題といたします。

本案は、議席番号〇〇番、〇〇委員の提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇委員の退席をお願いします。

〔〇〇委員、退席〕

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

議案第59号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,025平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第59号の農地法第3条について、補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇から〇〇への所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号1番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第59号、申請番号1番について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

全員賛成であります。よって、議案第59号、申請番号1番については、提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで〇〇委員の退席を解除いたします。

〔〇〇委員、着席〕

○議長（山田善治君）

続きまして、申請番号2番から4番を議題といたします。

事務局より議案等の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積798平米、外2筆、合計3,283平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積354平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積209平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは説明を行います。

申請番号2番は、〇〇から〇〇へ、所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号3番は、〇〇から〇〇へ、所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号4番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ、所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番から4番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第59号、申請番号2番から4番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第59号、申請番号2番から4番については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第60号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の3ページを御覧ください。

議案第60号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方同条第2項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積、180平米、外1筆、合計914平米。申請人、〇〇。転用目的、共同住宅。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第60号の農地法第4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇が共同住宅1棟、10戸建設のための申請です。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、三橋庁舎から500メートル以内にある農地のため、第2種農地と認定します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第60号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第60号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第61号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましても別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,248平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、共同住宅。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積885平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、海苔資材置場。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田。面積2,001平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、貸家。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田。面積1,603平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田。面積2,991平米。申請人、〇〇。相手方、

〇〇。転用目的、事務所・工場。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第61号、農地法第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇が共同住宅2棟16戸建設のための申請です。

契約種類は贈与。

申請番号2番は、譲受人、〇〇が海苔資材置場設置のための申請です。

契約種類は売買、代金は1筆で、〇〇円。

申請番号3番は、譲受人、〇〇が、貸家10棟建設のための申請です。

契約種類を売買、代金は1筆で〇〇円。

申請番号4番は、譲受人、〇〇が駐車場建設のための申請です。

契約種類は売買、代金は1筆で、〇〇円。

申請番号5番は、譲受人、〇〇が、事務所・工場建設のための申請です。

契約の書類は売買。代金は1筆で〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番及び2番農地区分は、住宅が連たんしている地域内に隣接し、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地のため、第2種農地と認定します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号3番の農地区分は、最寄り駅の矢加部駅から300メートル以内にある農地のため、第3種農地と認定します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号4番及び5番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と認定します。

第1種農地は原則転用不許可ですが、4番は、既存の敷地面積の2分の1以内の拡張として設置されるものであるため、5番は、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案を朗読並びに説明が終わりました。

議案第61号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。

御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第61号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第62号 農地転用計画変更申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○議長（山田善治君）

議案書の5ページを御覧ください。

議案第62号

1. 農地転用計画変更申請について

下記農地について農地転用計画変更の申請があったので承認方付議する。

こちらにつきましても、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

(1) ○○、○○、①変更する土地、農地の所在、○○、地目・田、面積408平米、外1筆、合計803平米。転用許可日、平成27年4月30日、転用目的、農家住宅・農舎。

②変更する理由、農家住宅・農舎を計画しましたが、農家住宅については既に建設完了し、農舎については資金の関係で建設を中断していましたが、断念する判断に至り、○○の農地では、引き続き耕作を継続することになったためであります。

③当初事業計画と変更事業計画、当初計画、変更前、計画内容、農家住宅・農舎、所要面積、408平米、外1一筆、合計803平米。

変更計画、変更後、計画内容、農家住宅のみ、所要面積、宅地、408平米。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第62号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成であります。よって、議案第62号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして議案第63号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の6ページを御覧ください。

議案第63号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,502平米、外1筆。申出人、〇〇。
理由、令和5年11月13日申出、離農のため。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,354平米、外1筆、申出人、〇〇、
理由、令和5年11月6日申出、経営縮小のため。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,604平米、外2筆、申出人、〇〇、理由、令和5年11月14日申出、離農のため。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,773平米。申出人、〇〇、転用目的、令和5年11月7日申出、経営縮小のため。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積443平米、申出人、〇〇、理由、令和5年10月23日申出、経営縮小のため。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

今の申請番号、1番は柳川地区、2番は両開地区、3番は昭代地区、4番は大和地区、5番は三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。どうぞ。

○5番（古賀勝次君）

この3番ですが、昭代地区。これは、あとのほうの9ページに、同じことが出ていますが、これはどういうこと、このままいいのもかどうか、お尋ねいたします。9ページの11番ですよ。

○事務局次長（平河郁夫君）

あっせんにかける場合は、まず利用権の解約が必要になりますので、御指摘のページですか、農地法第18条第6項の規定に基づき、9ページに、その解約の分で報告として記載しております。

○5番（古賀勝次君）

この9ページは解約ですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

はい、そうです。

○事務局長（乗富和也君）

補足させていただきます。

8ページからが報告ということで、一番上にあります農地法第18条第6項の規定による通知についてということで、この通知が解約を意味する通知になっております。

それで、先ほどおっしゃられた9ページの一番下、11番ですね、これらの農地が上がって

おりますが、今現在というか、当初、所有者の〇〇と耕作者の〇〇のほうに貸し借りが設定をされておりました。今回、持ち主の方が、あっせんにかけるに当たって、この貸し借りを一旦解除しておかないと、あっせんで進めていくことができませんので、ページは後になりますけれども、9ページのほうにこの分の貸し借りの解約の記載をしている状況でございます。

以上です。

○議長（山田善治君）

いいですか。

○5番（古賀勝次君）

はい、いいです。

○議長（山田善治君）

ほかに御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。議案第63号申請番号1番は、推進委員の龍繁樹委員、藤吉利広委員、申請番号2番は、推進委員の藤木二三男委員、亀崎壽満委員、申請番号3番は、推進委員の椛島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員、申請番号4番は、推進委員の高口勇晴委員、平川貴大委員、浦幸之助委員、松藤稔委員、申請番号5番は、推進委員の鶴田信行委員、原壽利委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの13名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第63号については、先ほどの13名の委員を指名することに決定いたしました。

続きまして、議案第64号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第64号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、まず初めに、A4サイズ2枚ものの、別紙、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和5年12月12日

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権移転。地目・田。農用地の利用内容、水田として。面積40,303.86平米、筆数23筆。売り手8名、買い手5名。

続きまして、2枚目の各筆明細を御覧ください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・畑。面積1,253平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区。氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和5年12月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。氏名、〇〇、外10件となっております。

以上で今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第64号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第64号については提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第65号 和解の仲介申立書の受理及び仲介委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

こちらにつきましては差替えの分になります。

議案第65号

1. 和解の仲介申立書の受理及び仲介委員の指名について

下記申立人から、農地法第25条第1項の規定による和解の仲介申立書が提出されたので、その受理及び同法第25条第2項の規定による仲介委員の指名について付議する。

申請番号1番、紛争に係る土地の所在、〇〇、登記地目・田、現況地目・田、面積899平米。申立人、〇〇、相手方、〇〇。申立ての趣旨、〇〇の借地料・〇〇円について、耕作者の未払い分の解決。その他、耕作者が借地料の一部を福岡法務局柳川支局に供託されているが、なぜ所有者に直接支払わず供託されたのかその理由。また、今後、耕作者は引き続き耕作の意思があるのかどうか等。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、説明のほうを私からさせていただきます。

ただいま御報告しましたように、議案書にあるとおり、申立人である農地所有者から和解

の仲介申立書が提出されております。

農地法第25条第1項の規定により、農業委員会は、農地の利用関係の紛争について、当事者の双方または一方から、両者からか片方側から和解の仲介の申立てがあったときは和解の仲介を行うというふうにされております。

今回の申立て内容については、農業委員会が和解の仲介を行うことが著しく困難または不適當な場合には該当しないと思われまますので、申立書を受理にすることが適當と思われまます。

また、申立書を受理しましたら、今度、農地法第25条第2項の規定により、仲介を行う仲介委員3名を農業委員の中から会長が指名をするというふうの規定がされておりますので、申立書を受理後、仲介委員の指名についてを、それぞれこの議案で審議いただくものでございます。

説明のほうは以上でございます。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第65号について、初めに、和解の仲介申立書を受理についてを審議いたします。

受理について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思ひますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

和解の仲介申立書を受理することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

全員賛成であります。よって、和解の仲介申立書については、受理することに決定いたしました。

和解の仲介申立書について受理することに決定いたしましたので、続いて仲介委員の指名についてを審議いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長（乗富和也君）

改めて繰り返しになりますけれども、先ほど受理することを決定いただきました。それによって、仲介委員3人を農業委員の中から会長が指名する必要がありますので、先ほど会長のほうからの御指名になるかと思えますけれども、ここで引き続き仲介委員の指名についてを御審議いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（山田善治君）

事務局より説明が終わりました。

仲介委員については、農業委員の中から会長が事件ごと指名する3名の仲介委員によって行うとされていますので、3名の方を指名いたします。

農地の場所の関係などから、8番、三小田由勝委員、9番、藤木邦彦委員、10番、田中満義委員の3名を指名したいと思います。3名の委員さん、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

それでは、お諮りいたします。ただいま指名しました3名の仲介委員により和解の仲介を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

仲介委員の先ほどの3名の方を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

全員賛成であります。よって、和解の仲介委員に先ほどの3名を指名することに決定しました。お世話かけます。

最後に、報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の8ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年8月16日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,431平米、外1筆、合計2,755平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。適用条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし。

外10件です。

続きまして、議案書の10ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年11月17日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積885平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。適用条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日令和5年11月17日。

報告は以上です。

○議長（山田善治君）

以上で議案及び報告を全てを終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、連絡事項、今日お配りしております資料のほうで説明させていただきます。御用意をお願いします。

全部で5項目記載をいたしておりますが、まず1点目については、先ほどのあっせん委員の皆さんのほうには、後ほど資料をお渡ししますので、よろしく願いいたします。

それから、2点目です。次回、年明け1月の総会でございます。年明け1月の総会を1月10日水曜日の午後2時から、こちらで開催したいと思います。

例年ですが、年明けの第1回目の総会のときに市長のほうに御挨拶をお願いしておりますので、一応、次回総会もそのように御案内をさせていただきたいと思っております。

それから3点目、本日お手元にお配りしております農業委員会手帳、こちらは来年版、2024年版になっておりますので、どうぞ御活用をお願いいたします。

それから4点目、記載しておりますように、令和5年度の福岡県全体の農業委員会研修大会が年明け1月19日、金曜日になりますけれども、場所は宗像市の宗像ユリックスのほうで開催をされるようになっております。コロナ禍は人数制限とかありましたが、今回については人数制限は特にかかっておりませんので、全委員さん、参加いただける方は参加をいただきたいというふうに思っております。

一応、交通機関については人数にもよりますけれども、市のマイクロバスか、もしくは貸し切りバスで、皆さんそろって行きたいというふうに思っております。

1月のこの研修大会の出欠を今月12月22日までに事務局のほうにお願いできればと思っております。

なお、事務局のほうも2名程度は一緒に参加をしていきたいと思っております。

続いて5番目ですけれども、新年会の開催についてでございます。さきのコロナ禍もあって、ここ何年かは新年会をされる場合は各地区別でということで、お1人当たり互助会費から3千円を助成しますということで、取り扱っておりました。

今回、1月19日が、県の研修大会がありまして、コロナ禍の前は、この1月の研修大会後に柳川に帰ってきてから、皆さんで新年会を開催してきておりました。この新年会については、よろしければこの場で方向性をお決めいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山田善治君）

なかなか言いにくいところもあるかもしれませんが、皆で開催したがよい。

○10番（田中満義君）

いいと思います。研修大会後のときするというので。全体で。

○事務局長（乗富和也君）

都合が悪くて欠席の方も中にはいらっしゃるかとは思いますが、以前がそういうふうで全体で新年会というふうにしてきておりましたので、それでは、一応年明け1月19日の研修大会の日に、当然夕方ですけど、柳川に帰ってきてから全体での新年会を開催するとい

う方向を確認させてもらってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（乗富和也君）

ありがとうございます。

場所とかの関係はまたこれから当たっていくことになりますので、新年会の出欠も合わせて、12月22日までに事務局に御連絡をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○議長（山田善治君）

これをもちまして、令和5年第12回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後2時47分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月11日

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

会 議 録 署 名 委 員 三小田 由 勝

〃 松 藤 一 利